

# 職員の給与等に関する 報告、勧告及び意見の申出

令和4年10月

山形県人事委員会



山人委 第 150 号

令和 4 年 10 月 6 日

山形県議会議長 坂 本 貴美雄 殿

山形県知事 吉 村 美栄子 殿

山形県人事委員会委員長 安孫子 俊 彦

職員の給与等に関する報告、勧告及び意見の申出について

地方公務員法第 8 条、第 14 条及び第 26 条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第 1 のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第 2 のとおり勧告します。

また、同法第 8 条の規定に基づき、定年引上げに関する条例の改正について別紙第 3 のとおり意見を申し出ます。

## 報 告

本委員会は、職員の給与の実態を把握するとともに、民間事業所の従業員の給与、国家公務員及び他の都道府県職員の給与、生計費など、職員の給与を決定するために必要な諸条件について調査検討を行ったところ、その結果は次のとおりである。

### 1 職員の給与等

本委員会は、「令和4年職員給与実態調査」を実施し、職員の給与の支給状況等を調査した。山形県職員等の給与に関する条例の適用を受ける職員の本年4月における給与等は次のとおりである。

#### (1) 職員の構成

職員数は14,066人であり、昨年に比べ192人減少している。

職員の平均年齢は43.0歳で、昨年に比べ0.4歳低くなっており、平均経験年数は20.9年で、昨年に比べ0.4年短くなっている。

職員の学歴構成は、大学卒80.9%、短大卒2.6%、高校卒16.5%、中学卒0.0%となっており、性別構成は男性59.2%、女性40.8%となっている。

#### (2) 職員の給与

行政職給料表適用職員（3,881人、平均年齢42.7歳）の平均給与月額<sup>※</sup>は359,753円となっており、警察官、教育職員、医師等を含めた全職員（14,066人、平均年齢43.0歳）の平均給与月額は384,966円となっている。

扶養手当の受給職員は6,026人で全職員の42.8%となっており、全職員1人当たりの平均手当額は8,765円（平均扶養親族数0.8人）である。

住居手当の受給職員は2,550人で全職員の18.1%となっており、全職員1人当たりの平均手当額は4,566円である。

通勤手当の受給職員は12,136人で全職員の86.3%となっており、全職員1人当たりの平均手当額は7,618円である。また、その通勤態様をみると、交通機関利用者（併用者を含む。）が1.1%、交通用具使用者が98.9%で、特に自動車を使用する職員の割合は受給職員の98.6%に達している。

※ 給与月額とは、給料月額に扶養手当、管理職手当、住居手当など（所定外給与である時間外勤務手当等及び実費弁償的な性格の通勤手当等の手当を除く。）を加えた額である。

（参考資料の「1 職員給与関係資料」参照）

## 2 民間給与の調査

本委員会は、職員の給与と民間の給与との精確な比較を行うため、人事院と共同して、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所533のうちから、無作為に抽出した145事業所を対象に「令和4年職種別民間給与実態調査」を実施した。なお、本年も、昨年同様、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

この調査では、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況等についても調査している。また、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給（賞与等）の状況等を把握するため、昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給実績についても調査している。

本年の調査完了率は、民間事業所の理解を得て、96.5%と極めて高いものとなっており、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものと見える。本年の調査により把握した民間給与の状況は、次のとおりである。

### (1) 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で23.1%（昨年19.7%）、高校卒で20.4%（同23.4%）となっている。そのうち、初任給について、増額した事業所の割合は大学卒で36.2%（同34.0%）、高校卒で41.2%（同35.0%）、据え置いた事業所の割合は大学卒で63.8%（同66.0%）、高校卒で58.8%（同65.0%）となっている。

### (2) 給与改定の状況

別表第1に示すとおり、民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は39.0%（昨年25.3%）、ベースダウンを実施した事業所は無かった（同0.7%）。

また、別表第2に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は82.7%（同79.1%）となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は21.6%（同20.7%）、減額となっている事業所の割合は4.2%（同10.4%）となっている。

（参考資料の「3 民間給与関係資料」参照）

### 3 本年の職員給与と民間給与との比較

#### (1) 月例給

本委員会は、職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、公務においては一般の行政事務を行っている常勤の行政職給料表適用職員、民間においては公務の行政職給料表適用職種と類似すると認められる職種（事務・技術関係職種）の常勤の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の4月分の給与額（公務にあつては平均給与月額、民間にあつては所定内給与の月額から通勤手当の月額を減じた額）を対比させ、職員の人員数のウェイトを用いて精密に比較（ラスパイレス方式）を行ってきている。

本年4月分の給与について、民間給与との較差を算出したところ、別表第3に示すとおり、民間給与が364,168円、職員給与が363,436円となっており、職員給与が民間給与を1人当たり平均732円（0.20%）下回っていた。

#### (2) 特別給

本委員会は、民間における特別給の支給割合（月数）を算出し、これと職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数との比較を行ってきている。

本年の職種別民間給与実態調査の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給（賞与等）は、別表第4に示すとおり、所定内給与月額の4.35月分に相当しており、職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数（4.25月）が民間事業所の特別給の支給割合を0.10月分下回っていた。

### 4 職員の給与と国家公務員及び東北各県の職員の給与との比較

国家公務員給与等実態調査（人事院）及び地方公務員給与実態調査（総務省）の結果に基づき、昨年4月における行政職俸給表（一）の適用を受ける国家公務員とこれに相当する職員の給与水準について、その俸給と給料を学歴・経験年数別のラスパイレス方式で比較\*すると、国家公務員を100とした場合、本県職員の指数は100.0となっている。また、他の東北各県職員の指数は96.8から100.4となっている。

※ 国家公務員と、本県職員、東北各県職員とのラスパイレス比較においては、それぞれの令和3年4月における給料月額（期末手当及び勤勉手当、地域手当などの諸手当を除く。）を対比している。

## 5 消費者物価及び生計費

本年4月における山形市の消費者物価指数（総務省）は、昨年4月に比べ2.6%増加している。

本委員会が家計調査（総務省）等を基礎に算定した本年4月における山形市の1人世帯、2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ106,640円、166,070円、175,630円、185,180円となっている。

（参考資料の「4 生計費及び労働経済指標関係資料」参照）

## 6 国家公務員の給与等に関する人事院の報告及び勧告

人事院は、本年8月8日、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与について報告及び勧告を行い、併せて、公務員人事管理について報告を行った。その概要は次のとおりである。

### (1) 職員の給与に関する報告及び勧告

#### ア 本年の給与の改定

月例給については、本年4月時点で、国家公務員の月例給が民間給与を921円（0.23%）下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行う必要がある。

また、特別給については、国家公務員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数が民間事業所の特別給の支給割合を0.11月下回っていたため、支給月数を0.10月分引き上げる必要がある。

### (7) 俸給表

行政職俸給表(一)については、平均0.30%引き上げる。民間企業における初任給の動向等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験（大卒程度）に係る初任給について3,000円、一般職試験（高卒者）に係る初任給について4,000円、それぞれ引き上げることとし、また、20歳台半ばまでの職員が在職する号俸に重点を置き、初任の係長級（3級）の若手職員にも一定の改善が及ぶよう、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について、所要の改定を行う。

行政職俸給表(一)以外の俸給表（専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表を除く。）については、行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定を行う。

**(イ) 期末手当及び勤勉手当**

民間の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引き上げ、4.40月分とする。民間の支給状況等を踏まえつつ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分する。

**(ウ) 改定の実施時期**

この改定は、令和4年4月1日から実施する。ただし、(イ)についてはこの勧告を実施するための法律の公布の日から実施する。

**イ その他の取組**

**(ア) 博士課程修了者等の初任給基準の見直し**

政府として、産学官の全ての分野において博士人材が活躍する環境を社会全体で整備する取組が進められていることや、官民を問わず人材獲得競争が厳しい技術系の人材を公務において確保する必要があることなどを踏まえ、博士課程修了者等の処遇を改善するため、本年中に初任給基準の改正を行い、令和5年4月から実施する。

**(イ) テレワークに関する給与面での対応**

公務におけるテレワークの実施に係る光熱・水道費等の職員の負担軽減等の観点から、テレワークを行う場合に支給する新たな手当について、具体的な枠組みの検討を進めていく。検討に当たっては、テレワークに関する民間企業及び公務の動向を引き続き注視しつつ、手当の支給に関する事務負担等にも留意し、通勤手当の取扱いを含め、措置内容をまとめていく。

**(ウ) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備**

社会や公務の変化に適応した人事管理が求められる中で、給与制度についてもアップデートを図っていく。具体的には、令和5年夏に骨格案を示すことができるよう検討を進め、令和6年にその時点で必要な措置の成案を示し、その後も、段階的な定年引上げが完成する令和13年3月を見据えた更なる措置等の必要な取組に向けて、対応を図っていく。



## (2) 公務員人事管理に関する報告

### ア 人材の確保

民間企業等との人材獲得競争がし烈になる中で採用試験申込者数が減少傾向にあり、採用試験の在り方の見直しは喫緊の課題である。また、多様な経験・専門性を有する民間人材の円滑な採用のため、運用面・制度面の課題の解消にスピード感を持って取り組む必要がある。このため、次のとおり対応していく。

#### (7) 採用試験の見直し

受験者の利便性を向上し申込者数を増加させるため、総合職春試験の実施時期の前倒し、総合職大卒程度試験（教養区分）の受験可能年齢引下げ、合格有効期間の延伸、その他受験しやすい採用試験の実現等について検討を進め、本年度内に方針を決定する。

また、総合職大卒程度試験（教養区分以外）及び一般職大卒程度試験の受験可能年齢引下げ、一般職大卒程度試験の新区分創設、総合職院卒者試験の受験資格見直しについて検討を進め、令和5年度内を目途に方針を決定する。

#### (4) 民間との人材交流の円滑化

民間人材活用促進のため、高度デジタル人材に係る特定任期付職員の採用及び本府省の課長級・室長級への一般任期付職員の採用について基準を明示し、各府省限りで行えるようにした。また、民間人材の給与決定については、現行制度上可能な柔軟な取扱いの明文化を始め、運用・制度の両面で各府省を支援する。加えて、官民人事交流の更なる活用促進のため、交流基準の見直しを検討する。

### イ 人材の育成と能力・実績に基づく人事管理の推進等

職員の能力を引き出し、組織のパフォーマンスを最大限発揮するためには、職員の能力・適性等を考慮した育成、人事評価結果の任用・給与等への適切な反映が重要である。また、職員がキャリアを自律的に考えられるよう、人事当局によるキャリアパスモデルの提示、成長機会の積極的な付与、管理職員による部下職員との適切なコミュニケーションが必要である。このため、次のとおり対応していく。



#### (7) 研修を通じた人材の育成

課長級向けに組織統率や人材育成等に関するマネジメント能力向上に重点を置いた行政研修コースの新設、係長級や課長補佐級向けにマネジメントの基礎的な知識やスキルに関する研修教材の作成に取り組む。また、若年層等のキャリア形成支援の研修や、民間人材が早期に公務になじみ能力を発揮できるよう研修教材等を充実させるほか、管理職員への研修等を通して女性登用に係る意識改革を推進していく。

#### (イ) 能力・実績に基づく人事管理の推進等

人事評価制度の見直しを踏まえ、能力・実績のある人材の登用やメリハリのある処遇がなされるよう制度内容の周知等の取組を進める。併せて、納得感のある人事管理推進のため、管理職員の評価・育成能力の向上に向けて各府省の研修を支援する。

### ウ 勤務環境の整備

職員が高い意欲とやりがいを持って生き生きと働き続けられる職場環境の整備が肝要である。このため、働き方改革の推進は急務であり、中でも長時間労働の是正は喫緊の課題である。また、ライフスタイルが多様化する中、テレワークの推進に伴う柔軟な働き方に対応した勤務時間制度の整備が必要である。さらに、今後の高齢層職員や女性職員の割合増加も念頭に置いた職員の健康管理等を進める必要がある。このため、次のとおり対応していく。

#### (7) 長時間労働の是正

客観的記録を基礎とした超過勤務時間の適正な管理や他律部署・特例業務の範囲、医師の面接指導の徹底に関する指導を行うほか、管理職員のマネジメントに関する助言を行い、デジタルの活用など業務見直しの好事例を横展開していく。

また、業務量に応じた定員・人員確保の必要性を指摘するとともに、定員管理担当部局に対して必要な働きかけを行う。国会対応業務の改善を通じた超過勤務の縮減については、引き続き国会等の理解と協力をお願いしていく。

**(イ) テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の検討**

学識経験者による研究会の中間報告で提言されたフレックスタイム制及び休憩時間制度の柔軟化について、速やかに措置を講ずる。テレワークや勤務時間インターバル確保の方策、更なる柔軟な勤務時間制度等については、本年度内を目途に結論を得るべく、研究会で引き続き検討していく。

**(ウ) 健康づくりの推進**

職員の健康管理施策を一層推進するため、各府省の健康管理体制を充実させるための方策について検討する。また、ストレスチェックの更なる活用を促進するとともに、「こころの健康相談室」のオンライン相談窓口を拡充する。

**(エ) 仕事と生活の両立支援**

不妊治療のための出生サポート休暇や育児休業等の制度を利用しやすい環境を整備するため、不妊治療に関するイベントの開催、研修教材の提供等、周知啓発や各府省に対する支援を行う。さらに、介護や学び直しに関し、介護休暇や自己啓発等休業制度等に係る調査研究を行う。

**(オ) ハラスメント防止対策**

幹部・管理職員向けハラスメント防止研修について、組織マネジメントの観点も反映してより実効性のある内容に見直し、令和5年度から実施する。また、各府省担当者の専門性向上や迅速・適切な事案解決のための相談体制の整備に向けて実情・課題を把握し、対応を検討する。

## 7 むすび

### (1) 給与改定の必要性等

#### ア 給与決定の諸条件

以上述べてきた職員の給与決定の諸条件についてまとめると、次のとおりである。

職員の給与について、月例給は、本年4月時点で、民間給与を732円（0.20%）下回っている。また、特別給は、職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数が民間事業所の特別給（賞与等）の支給割合を0.10月分下回っている。

職員の給与水準については、国家公務員及び東北各県職員との比較ではおおむね均衡がとれている。

また、国家公務員については、先に人事院が、月例給及び特別給を引き上げる勧告を行っている。

#### イ 給与改定の必要性

月例給については、本年の職員給与と民間給与との較差が、732円（0.20%）となっていることから、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行う必要がある。

特別給については、県内民間の支給状況等を踏まえた支給月数とすることとしており、本年においても同様の考え方で改定を行う必要がある。

以上の判断に基づき、本委員会は、地方公務員法に定める給与決定の原則に従い、これら諸般の事情を総合的に勘案した結果、職員の給与について次のとおり改定を行う必要があると認める。

### (2) 本年の給与の改定

#### ア 給料表

給料表（教育職給料表(1)、教育職給料表(2)及び医療職給料表(1)を除く。）については、人事院が本年8月に勧告した俸給表に準じ、教育職給料表(1)及び教育職給料表(2)については、全国人事委員会連合会が作成した給料表に準じた上で、本年の職員給与と民間給与との較差を考慮した水準に調整する必要がある。

民間との給与比較を行っている行政職給料表については、人事院勧告の内容、民間の初任給の状況を考慮し、管理職層が在職する6級以上を除き、平均0.23%引き上げる必要がある。具体的には、初任給を4,000円から3,000円、若

年層については2,000円程度、管理職層が在職する6級以上を除くその他については200円から100円引き上げを基本とする。

行政職給料表以外の給料表（医療職給料表(1)を除く。）についても、行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行う必要がある。

また、医療職給料表(1)については、人事院が勧告した俸給表に準じて改定を行う必要がある。

## イ 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当の年間の支給月数について、民間の特別給の支給状況との均衡を図るため、0.10月分引き上げ、4.35月分とし、その引上げ分は勤勉手当に配分する必要がある。本年度については、12月期の勤勉手当に配分し、令和5年度以降においては、6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分する必要がある。

## (3) 働き方改革と勤務環境の整備

### ア 長時間労働の是正

長時間労働の是正は、職員の仕事と生活の調和や健康の保持はもとより、職場の活力の維持等の観点からも重要な課題である。

本県では、時間外勤務を命ずることができる上限を設定しており、任命権者においては、特例業務<sup>\*</sup>に従事するために上限時間等を超えて時間外勤務を命ずる場合、特例業務の範囲を必要最小限にしなければならないこと、その要因の整理、分析及び検証においては人員配置又は業務分担の見直し等によっても回避することができなかつた理由が必要とされることを踏まえ、その運用を厳格に行う必要がある。

昨年度の上限時間等を超えた職員が従事していた主な特例業務は、新型コロナウイルス感染症対策業務等であった。本年度は、新型コロナウイルス感染症対策業務に加え、8月の豪雨災害対応業務が発生している。任命権者においては、緊急の事態に係る特定部署の負担増加に対する他部署からの一時的な応援による対応など、引き続き、業務量の増加に応じた人員配置を柔軟に行う必要がある。

また、時間外勤務の縮減に向けて、職員の勤務時間の実態を把握し、業務管理を行うことは重要であり、任命権者においては、客観的な方法又は所属長等

の現認により職員の勤務時間を適切に把握し、その上で職場におけるマネジメントが徹底されるよう取り組んでいく必要がある。加えて、「山形県行財政改革推進プラン2021」に基づく事務事業の見直しやICTを活用した業務効率化の取組は、職員の業務時間削減に直接的に寄与するものであることから、一層推進する必要がある。

令和3年7月に閣議決定された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」において、地方公務員についても過労死等防止対策に取り組むこととされており、時間外勤務の上限規制制度の適正な運用を徹底するとともに、長時間労働の削減の取組等が求められている。本委員会としても、労働基準監督機関としての役割を十分に果たすため、引き続き、監督指導の徹底に努めていくこととする。

年次有給休暇については、年次有給休暇の確実な取得に関する労働基準法の趣旨及び国家公務員における年5日以上の子年次休暇の使用促進の取組を踏まえ、引き続き、取得しやすい環境づくりに努めていく必要がある。

なお、教育職員の多忙化の解消は重要な課題である。文部科学省では、令和元年12月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法を改正し、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を指針に格上げするなど、教育職員の長時間勤務の改善に必要な取組を促している。

本県教育委員会においては、令和元年12月に「山形県公立学校における働き方改革プラン（第I期）」を策定し、教育職員の働き方改革に積極的に取り組んでおり、その一環として、客観的な記録に基づく勤務時間の管理や、ICTの活用による業務負担軽減が図られている。また、部活動改革については、休日の部活動の段階的な地域移行等に関する実践研究を行うなど、取組が進められている。引き続き、適正な勤務時間管理に加え、更なるICTの活用や部活動改革などの働き方改革の取組を一層推進する必要がある。

※ 特例業務とは、大規模災害への対処その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要する業務をいう。

## イ 仕事と生活の両立支援

仕事と育児や介護などの家庭生活との両立ができる職場環境づくりを推進することは、重要な課題である。本県では、任命権者において、知事を本部長とした「ワーク・ライフ・バランス推進本部」を設置し、多様な事情を抱えた



職員一人ひとりが、仕事と家庭生活を両立しながら能力を発揮できる職場環境づくりに取り組んでいる。

任命権者が策定した特定事業主行動計画において取得を推進している男性職員の育児休業については、各任命権者とも取得率が確実に伸びているものの、教育職員の職場では更なる向上が期待されることから、引き続き、職員への意識啓発や職場全体の機運醸成を含め、育児休業を取得しやすい職場環境づくりを一層推進する必要がある。

今般、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により育児休業の取得回数制限が緩和され、併せて、国家公務員に準じて、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のための休暇・休業等に関する措置が講じられた。これらの両立支援制度が、会計年度任用職員を含め、職員に広く活用されるよう、制度の周知や利用しやすい職場環境づくりを推進する必要がある。

また、柔軟な働き方の推進は、職員一人ひとりの能力発揮やワーク・ライフ・バランスの実現、健康確保に資するものであり、重要な課題である。テレワークについては、任命権者において、制度拡充や利用手続の簡素化、強化月間の設定等の取組により利用実績が大幅に伸びており、ウィズコロナ時代に対応して職員への意識啓発や更なる利用促進を図り、引き続き、テレワーク等の柔軟な働き方の推進に向け、各種制度を利用しやすい職場環境づくりを推進していく必要がある。

なお、人事院においては、テレワークの実施に係る光熱・水道費等の職員の負担軽減等の観点から、テレワークを行う場合に支給する新たな手当について、具体的な枠組みの検討を進めることとしていることから、本県としても、その動向に留意していく必要がある。

## ウ 職員の健康づくりの推進

県民に質の高い公務サービスの提供を行うに当たっては、職員の心身の健康管理が重要である。特に、精神及び行動の障害による長期病休者は増加傾向にあり、任命権者においては、心の疾病の予防、早期の発見・対応、円滑な職場復帰及び再発防止のために、ストレスチェック制度の活用や相談体制の強化等の取組を、引き続き総合的に進めていく必要がある。

また、長時間労働は過労死等の主な原因の一つであることから、長時間労働を行った職員への医師による面接指導について、対象職員に申出の勧奨を行う

とともに、業務多忙で面接時間を確保できない場合はオンラインを活用するなど、効果的に面接指導を実施できるよう、適切に対応する必要がある。

## エ ハラスメントの防止

令和元年6月の労働施策総合推進法の改正等に基づき、令和2年6月から職場におけるハラスメントの防止対策が強化されたこと等を踏まえ、任命権者においては、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止に係る指針等を改訂し、職員への意識啓発や相談体制の整備等、ハラスメントの防止に努めているところである。

任命権者においては、引き続き、ハラスメントの防止対策について適切に推進する必要がある。

### (4) 人材の確保及び育成

少子化が進行する中で、本県の職員採用を取り巻く環境は依然として厳しい状況である。民間や国との人材獲得競争の激化を踏まえ、採用試験受験者の増加、ひいては優れた人材の確保に向け、任命権者との連携を強化し、より効果的な対策を速やかに検討・実施していく必要がある。

また、本県では、職員採用試験（大学卒業程度）において、近年、最終合格者に占める女性の割合が約4割まで高まってきている。任命権者は、女性職員の活躍の場を拡大し、その能力を十分に発揮していくために、引き続き、女性職員の意識啓発の推進とともに、キャリア形成を考慮した人事管理に努めていく必要がある。

障がい者の雇用については、令和元年6月の障害者雇用促進法の改正により、地方公共団体の責務に率先して障がい者を雇用する努力義務が加えられるなど、障がい者の活躍の場の拡大に関する措置が盛り込まれたこと等を踏まえ、任命権者においては、引き続き、障がい者の活躍を推進するための環境整備等に適切に取り組んでいく必要がある。

### (5) 勧告実施の要請等

人事委員会の給与勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置であり、その時々々の経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間企業従業員の給与の状況等を踏まえ、職員の給与水準を社会一般の情勢に適応させる機能を有



するものである。

本委員会は、地方公務員法に定める給与決定の原則に従い、民間給与の実態、国家公務員及び他の都道府県職員給与の動向等について幅広く調査を行い、今回の勧告に臨んだものである。

勤務条件の大きな柱である給与については、今後とも一層適切な制度の管理に努めるとともに、人事委員会の勧告制度が果たしている役割に留意され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

別表第1 民間における給与改定の状況

項目		ベースアップ 実 施	ベースアップ 中 止	ベースダウン	ベース改定 の慣行なし
山 形 県	係 員	39.0%	12.9%	—	48.1%
	課長級	27.5%	16.8%	—	55.7%
全 国	係 員	31.5%	7.2%	0.3%	60.9%
	課長級	26.9%	7.3%	0.3%	65.5%

(注) 1 ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

2 「—」は、調査事業所が無い場合である。

別表第2 民間における定期昇給の実施状況

項目		定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし	
役職段階			増 額	減 額	変化なし			
山 形 県	係 員	87.9%	82.7%	21.6%	4.2%	56.9%	5.2%	12.1%
	課長級	82.6%	76.3%	18.7%	4.3%	53.3%	6.3%	17.4%
全 国	係 員	85.8%	84.0%	30.4%	2.8%	50.8%	1.8%	14.2%
	課長級	78.6%	76.2%	26.3%	2.6%	47.3%	2.4%	21.4%

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

別表第3 職員給与と民間給与との較差

民間給与(A)	職員給与(B)	較 差	
		(A) - (B)	$\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100$
364,168円	363,436円	732円	0.20%

(注) 民間給与、職員給与ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

別表第4 民間における特別給の支給状況

項 目		県内民間事業所
平均所定内給与月額	下 半 期 (A <sub>1</sub> )	353,561円
	上 半 期 (A <sub>2</sub> )	349,477円
特別給の支給額	下 半 期 (B <sub>1</sub> )	746,626円
	上 半 期 (B <sub>2</sub> )	783,963円
特別給の支給割合	下 半 期 $\left(\frac{B_1}{A_1}\right)$	2.11月分
	上 半 期 $\left(\frac{B_2}{A_2}\right)$	2.24月分
年 間 の 支 給 割 合		4.35月分

(注) 下半期とは令和3年8月から令和4年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。  
備考 職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.25月分である。

## 勸 告

本委員会は、別紙第 1 の報告に基づき、職員の給与について次のように措置することを勧告する。

### 1 給料表

現行の給料表を別記 1 のとおり改定すること。

### 2 期末手当及び勤勉手当

#### (1) 令和 4 年 12 月期の支給割合

ア 職員（再任用職員を除く。）について、勤勉手当の支給割合を 1.025 月分とすること。

ただし、特定幹部職員（再任用職員を除く。）にあつては、勤勉手当の支給割合を 1.225 月分とすること。

イ 再任用職員について、勤勉手当の支給割合を 0.5 月分とすること。

ただし、再任用職員である特定幹部職員にあつては、勤勉手当の支給割合を 0.6 月分とすること。

ウ 特定任期付職員及び任期付研究員について、期末手当の支給割合を 1.65 月分とすること。

#### (2) 令和 5 年 6 月期以降の支給割合

ア 職員について、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.975 月分とすること。

ただし、特定幹部職員にあつては、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.175 月分とすること。

イ 特定任期付職員及び任期付研究員について、6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.625 月分とすること。

### 3 改定の実施時期

この改定は、令和 4 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、2 の (2) については令和 5 年 4 月 1 日から実施すること。

## 別記 1

## 行政職給料表

職員等の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	151,700	201,300	237,200	269,200	295,100	325,200	370,100	416,600	468,000
	2	152,800	203,200	238,700	271,000	297,300	327,400	372,700	419,100	471,200
	3	154,100	205,000	240,000	272,700	299,600	329,700	375,200	421,600	474,300
	4	155,200	206,700	241,600	274,700	301,700	331,900	377,900	424,100	477,300
	5	156,300	208,300	243,200	276,500	303,700	334,200	379,900	426,000	480,300
	6	157,500	210,200	244,800	278,400	305,900	336,200	382,500	428,400	483,400
	7	158,600	211,800	246,200	280,300	308,100	338,400	384,900	430,500	486,500
	8	159,700	213,600	247,600	282,400	309,800	340,700	387,400	432,800	489,600
	9	160,800	215,300	249,200	284,500	312,000	342,800	390,000	434,800	492,400
	10	162,300	217,100	250,500	286,400	314,300	345,100	392,700	437,000	495,600
	11	163,600	218,800	252,000	288,600	316,500	347,200	395,400	439,100	498,700
	12	164,900	220,600	253,400	290,500	318,800	349,400	398,200	441,300	501,800
	13	166,300	221,900	254,700	292,600	321,000	351,400	400,600	443,000	504,600
	14	167,800	223,700	256,100	294,600	323,000	353,500	403,000	444,800	507,000
	15	169,300	225,200	257,400	296,500	325,300	355,600	405,200	446,800	509,300
	16	171,000	227,000	258,600	298,000	327,400	357,600	407,700	448,900	511,600
	17	172,200	228,700	260,000	300,100	329,600	359,400	409,500	450,800	513,700
	18	173,600	230,300	261,500	302,100	331,600	361,500	411,600	452,700	515,200
	19	175,000	231,700	263,100	304,200	333,800	363,400	413,500	454,500	516,700
	20	176,400	233,300	264,800	306,200	335,800	365,300	415,400	456,200	518,200
	21	177,900	234,900	266,400	308,200	337,800	367,200	417,300	458,000	519,400
	22	180,400	236,500	268,200	310,200	339,900	369,200	419,200	459,500	520,900
	23	183,000	238,100	269,800	312,300	342,000	371,200	421,000	461,000	522,400
	24	185,600	239,500	271,600	314,400	344,100	373,200	422,900	462,500	523,900
	25	188,100	240,900	273,500	316,300	345,700	375,200	424,800	463,900	525,000
	26	189,900	242,200	275,400	318,400	347,600	377,100	426,300	465,300	526,200
	27	191,400	243,600	277,200	320,600	349,600	379,200	427,900	466,600	527,400
	28	193,100	244,800	279,000	322,600	351,500	381,200	429,500	467,800	528,600
	29	194,700	245,900	280,700	324,600	353,300	382,800	431,100	468,800	529,700
	30	196,300	247,000	282,500	326,600	355,200	384,600	432,400	469,600	530,600
	31	198,200	248,000	284,400	328,800	357,200	386,500	433,700	470,400	531,500
	32	199,900	249,000	285,800	330,900	359,000	388,100	434,900	471,100	532,400
	33	201,300	250,100	287,500	332,400	361,000	390,000	436,100	471,800	533,200
	34	202,900	251,200	289,300	334,400	362,800	391,400	437,400	472,600	534,100
	35	204,400	252,300	291,100	336,400	364,600	392,900	438,700	473,400	534,800
	36	205,800	253,400	292,900	338,500	366,400	394,600	440,000	474,000	535,300
	37	207,100	254,300	294,500	340,500	367,800	396,000	441,200	474,500	536,100
	38	208,400	255,800	296,100	342,400	369,100	397,200	442,000	475,100	536,700
	39	209,600	257,100	297,900	344,500	370,600	398,500	442,800	475,700	537,500
	40	210,800	258,700	299,800	346,400	372,000	399,600	443,600	476,300	538,100

再 任 用 職 員 以 外 の 職 員 等	41	212,100	260,000	301,500	348,400	373,300	400,700	444,300	476,800	538,600
	42	213,500	261,200	303,300	350,300	374,200	401,900	445,000	477,300	
	43	214,600	262,700	305,000	352,100	375,300	403,200	445,700	477,800	
	44	215,900	263,900	306,600	354,100	376,400	404,300	446,400	478,100	
	45	216,900	265,100	308,300	355,600	377,200	405,000	447,200	478,400	
	46	218,300	266,400	310,000	357,100	378,200	405,700	448,000		
	47	219,400	267,700	311,700	358,600	379,100	406,400	448,500		
	48	220,600	268,800	313,400	360,100	380,000	407,200	449,200		
	49	221,800	270,100	314,500	361,800	380,900	407,800	449,700		
	50	222,800	271,100	316,100	362,600	381,800	408,400	450,100		
	51	223,500	272,400	317,600	363,800	382,600	408,900	450,500		
	52	224,600	273,700	319,300	364,800	383,400	409,300	450,900		
	53	225,800	274,700	320,900	365,800	384,100	409,700	451,300		
	54	226,700	275,800	322,500	366,900	384,800	410,000	451,700		
	55	227,500	277,100	324,200	367,800	385,500	410,300	452,100		
	56	228,300	278,500	325,700	368,900	386,300	410,600	452,500		
	57	229,000	279,500	327,200	369,800	386,800	410,900	452,800		
	58	229,700	280,500	328,500	370,500	387,400	411,200	453,200		
	59	230,500	281,600	329,700	371,200	388,000	411,500	453,500		
	60	231,300	282,700	330,900	371,900	388,700	411,800	453,800		
	61	231,800	283,900	331,700	372,300	389,100	412,100	454,100		
	62	232,700	284,900	332,600	372,900	389,800	412,400			
	63	233,400	285,700	333,400	373,700	390,500	412,700			
	64	234,200	286,800	334,200	374,400	391,100	413,000			
	65	234,700	287,600	335,100	374,700	391,500	413,300			
	66	235,300	288,500	335,500	375,400	392,100	413,600			
	67	236,200	289,300	336,300	376,100	392,700	413,900			
	68	237,100	290,200	337,100	376,800	393,300	414,200			
	69	237,800	291,200	337,900	377,100	393,700	414,400			
	70	238,500	292,000	338,600	377,800	394,300	414,800			
	71	239,000	292,800	339,300	378,500	394,800	415,100			
	72	239,800	293,600	340,100	379,100	395,300	415,400			
	73	240,500	294,500	340,600	379,400	395,600	415,600			
	74	241,100	295,000	341,200	380,000	396,000	415,900			
75	241,800	295,400	341,700	380,700	396,400	416,200				
76	242,400	295,900	342,300	381,300	396,800	416,400				
77	243,100	296,000	342,600	381,800	397,100	416,600				
78	243,800	296,400	343,100	382,300	397,400	416,900				
79	244,500	296,600	343,500	382,900	397,700	417,200				
80	245,100	297,000	344,000	383,400	398,000	417,400				
81	245,700	297,200	344,500	383,900	398,200	417,600				
82	246,300	297,400	345,000	384,500	398,600	417,900				
83	247,000	297,800	345,500	385,000	398,900	418,200				
84	247,700	298,100	346,000	385,300	399,100	418,400				

85	248,200	298,400	346,300	385,700	399,300	418,600			
86	249,000	298,700	346,700	386,300	399,600				
87	249,700	299,000	347,200	386,700	399,900				
88	250,400	299,400	347,600	387,100	400,100				
89	251,000	299,700	347,900	387,500	400,300				
90	251,500	300,100	348,400	388,000	400,600				
91	251,900	300,400	348,900	388,400	400,900				
92	252,400	300,800	349,300	388,800	401,100				
93	252,700	300,900	349,500	389,100	401,300				
94		301,100	349,900						
95		301,500	350,400						
96		301,900	350,800						
97		302,100	350,900						
98		302,400	351,400						
99		302,900	351,800						
100		303,300	352,100						
101		303,500	352,400						
102		303,800	352,800						
103		304,200	353,200						
104		304,500	353,600						
105		304,700	354,100						
106		305,000	354,500						
107		305,400	354,900						
108		305,700	355,300						
109		305,900	355,800						
110		306,300	356,200						
111		306,800	356,500						
112		307,100	356,900						
113		307,200	357,400						
114		307,500							
115		307,800							
116		308,200							
117		308,400							
118		308,600							
119		308,900							
120		309,200							
121		309,600							
122		309,800							
123		310,100							
124		310,400							
125		310,700							
再任用職員	191,700	219,800	260,500	280,300	295,800	321,400	364,100	397,900	450,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員等に適用する。



公 安 職 給 料 表

職員 等の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	176,600	192,700	218,500	258,300	300,200	326,300	354,200	389,400	431,600
	2	178,300	194,400	220,600	260,000	302,300	328,500	356,400	391,700	433,400
	3	180,200	196,200	222,500	261,800	304,200	330,700	358,700	393,800	435,300
	4	181,900	198,100	224,600	263,300	306,200	332,800	360,800	395,900	437,300
	5	183,400	199,900	226,600	265,100	308,000	335,000	363,000	397,700	438,700
	6	185,400	202,200	228,400	266,800	310,200	337,200	365,100	399,800	440,400
	7	187,200	204,500	230,400	268,300	312,100	339,200	367,400	401,600	442,000
	8	189,200	206,700	232,400	270,000	314,300	341,100	369,600	403,500	443,500
	9	190,900	209,000	234,300	271,200	316,300	343,000	371,600	405,200	445,200
	10	192,700	211,300	236,100	272,900	318,500	345,400	373,800	407,300	446,900
	11	194,400	213,800	238,000	274,000	320,600	347,600	375,800	409,300	448,600
	12	196,100	216,200	239,600	275,400	322,900	349,900	378,100	411,500	450,200
	13	198,000	218,300	241,600	277,000	324,700	351,900	380,200	413,200	451,300
	14	200,000	220,200	243,500	278,400	327,100	354,100	382,400	415,400	453,000
	15	202,100	221,900	245,300	279,200	329,000	356,300	384,500	417,400	454,800
	16	204,100	223,700	247,100	280,500	330,800	358,500	386,700	419,600	456,700
	17	206,300	225,700	248,800	281,500	332,800	360,700	388,400	421,300	458,300
	18	208,500	227,300	250,500	282,900	335,100	362,800	390,400	423,000	460,100
	19	210,800	229,300	252,200	284,100	337,300	364,800	392,300	424,800	462,000
	20	213,200	231,100	253,900	285,500	339,500	367,000	394,400	426,400	463,700
	21	215,400	232,700	255,500	286,500	341,600	369,000	396,100	428,200	465,400
	22	217,300	234,500	256,800	287,800	343,600	371,000	398,300	429,800	467,100
	23	218,900	236,400	257,900	289,100	345,800	373,000	400,400	431,200	468,700
	24	220,800	238,000	259,100	290,500	347,800	375,200	402,500	432,800	470,600
	25	222,700	239,700	260,300	291,500	349,900	377,100	404,200	434,100	472,100
	26	224,400	241,500	261,600	293,400	352,000	379,100	406,200	435,500	473,600
	27	226,200	243,000	262,800	295,200	354,000	381,200	408,400	437,100	475,100
	28	227,900	244,600	264,000	296,900	356,000	383,200	410,500	438,700	476,400
	29	229,700	246,100	265,100	298,800	358,200	385,000	412,100	440,000	477,700
	30	231,500	247,800	266,200	300,800	360,300	387,200	413,900	441,700	478,400
	31	233,400	249,600	267,200	302,400	362,400	389,300	415,700	443,400	479,100
	32	235,000	251,100	268,300	304,200	364,500	391,400	417,400	445,100	479,800
	33	236,800	252,600	269,000	306,100	366,100	393,300	419,200	446,500	480,300
	34	238,500	254,000	270,200	307,900	368,100	395,500	420,700	448,300	481,100
	35	240,100	255,200	271,200	309,600	370,100	397,600	422,300	450,000	481,900
	36	241,700	256,500	272,300	311,400	372,200	399,600	423,900	451,600	482,500
	37	243,100	257,600	273,000	313,100	374,100	401,300	425,200	453,100	482,800
	38	244,900	258,900	274,000	315,000	376,200	402,900	426,700	453,800	483,400
	39	246,600	260,000	275,000	316,800	378,300	404,200	428,300	454,500	483,900
	40	248,200	261,200	275,900	318,400	380,300	405,500	429,800	455,200	484,400
	41	249,600	262,400	276,900	320,200	382,400	406,700	431,300	455,600	484,900
	42	250,900	263,600	278,300	322,000	384,500	407,900	432,700	456,200	485,300
	43	252,200	264,400	279,400	323,700	386,700	408,900	434,000	457,000	485,800
	44	253,300	265,500	280,200	325,500	388,700	409,900	435,200	457,600	486,200

再 任 用 職 員 以 外 の 職 員 等	45	254,400	266,500	281,200	327,200	390,500	411,200	436,200	458,400	486,500
	46	255,500	267,600	282,800	329,200	392,200	412,400	436,900	459,100	
	47	256,300	268,500	284,100	331,100	393,800	413,500	437,700	459,600	
	48	257,200	269,500	285,600	333,000	395,500	414,700	438,500	460,100	
	49	258,100	270,400	287,400	334,600	396,900	416,100	439,000	460,700	
	50	259,200	271,400	289,200	336,200	397,900	416,900	439,400	461,000	
	51	260,100	272,300	290,700	337,800	399,000	417,700	439,800	461,300	
	52	261,200	273,300	292,200	339,500	400,000	418,400	440,100	461,700	
	53	262,100	274,300	293,500	341,200	401,300	418,900	440,400	462,100	
	54	263,300	275,300	295,300	342,900	402,400	419,700	440,800	462,300	
	55	264,000	276,500	296,900	344,800	403,600	420,400	441,100	462,600	
	56	265,100	277,400	298,600	346,600	404,800	421,000	441,400	462,800	
	57	266,000	278,300	300,200	347,700	406,100	421,700	441,700	463,200	
	58	266,900	279,900	301,800	349,400	407,000	422,100	442,000	463,400	
	59	267,500	281,100	303,500	351,100	407,800	422,700	442,300	463,600	
	60	268,400	282,600	305,200	352,700	408,500	423,300	442,600	463,800	
	61	269,400	284,300	306,700	354,300	409,000	423,700	442,900	464,200	
	62	270,300	285,900	308,600	356,000	409,700	424,300	443,200		
	63	271,200	287,300	310,400	357,800	410,400	424,800	443,500		
	64	271,800	288,900	312,200	359,500	411,200	425,300	443,800		
	65	272,800	290,200	313,700	361,100	411,500	425,800	444,200		
	66	274,000	291,600	315,300	362,700	412,200	426,400	444,500		
	67	275,000	293,000	316,900	364,300	412,900	426,800	444,800		
	68	276,200	294,400	318,600	366,000	413,500	427,300	445,100		
	69	277,400	295,900	320,200	367,200	413,900	427,800	445,300		
	70	278,800	297,300	321,600	368,600	414,400	428,100	445,600		
	71	280,100	298,800	323,100	370,000	415,000	428,400	445,900		
	72	281,400	300,300	324,700	371,300	415,600	428,700	446,200		
	73	282,500	301,600	325,600	372,500	416,100	429,000	446,400		
	74	284,000	303,000	327,200	373,800	416,500	429,300	446,700		
	75	285,200	304,600	328,800	375,100	417,000	429,600	447,000		
	76	286,300	306,100	330,500	376,400	417,500	429,900	447,300		
	77	287,500	307,200	332,300	377,800	418,000	430,100	447,500		
	78	288,600	308,700	334,000	379,000	418,500	430,400	447,800		
	79	289,700	310,000	335,600	380,200	419,100	430,700	448,100		
	80	290,600	311,600	337,300	381,400	419,700	431,000	448,500		
	81	292,000	313,100	339,000	382,700	420,100	431,200	448,700		
	82	293,200	314,500	340,800	383,900	420,700	431,500	449,000		
	83	294,500	315,800	342,400	385,000	421,200	431,800	449,300		
	84	295,800	317,200	344,100	386,300	421,400	432,000	449,600		
	85	297,000	318,400	345,600	387,400	421,700	432,200	449,800		
	86	298,200	319,900	347,100	388,000	422,200	432,500			
	87	299,400	321,200	348,600	388,500	422,500	432,800			
	88	300,600	322,700	350,100	389,100	422,800	433,000			
	89	301,700	324,200	351,400	389,700	423,100	433,200			
	90	302,900	325,700	352,600	390,400	423,500	433,500			
	91	304,000	327,100	354,000	391,000	424,000	433,800			
	92	305,200	328,700	355,300	391,600	424,300	434,000			
	93	306,000	330,000	356,700	391,900	424,600	434,200			
	94	307,300	331,300	358,300	392,400					
	95	308,500	332,800	359,800	393,000					
	96	309,800	334,100	361,300	393,500					

97	310,800	335,300	362,600	393,900						
98	312,000	336,700	363,800	394,400						
99	313,200	338,000	364,900	395,000						
100	314,400	339,200	366,200	395,500						
101	315,700	340,700	367,300	395,900						
102	316,700	341,600	368,400	396,400						
103	317,800	342,700	369,600	397,000						
104	318,800	343,900	370,800	397,500						
105	319,700	345,100	372,000	397,800						
106	320,300	346,200	372,500	398,200						
107	320,900	347,200	373,100	398,800						
108	321,500	348,300	373,800	399,100						
109	322,000	349,600	374,400	399,400						
110	322,500	350,600	374,900	399,900						
111	323,000	351,600	375,400	400,400						
112	323,700	352,500	375,900	400,900						
113	324,500	353,500	376,300	401,300						
114	325,200	354,400	376,700	401,800						
115	325,900	355,400	377,300	402,300						
116	326,600	356,400	377,900	402,800						
117	327,200	357,500	378,300	403,100						
118	328,100	358,000	378,800	403,600						
119	328,800	358,600	379,400	404,100						
120	329,600	359,200	379,900	404,600						
121	330,200	359,500	380,000	405,000						
122	330,500	359,900	380,600	405,500						
123	331,000	360,400	381,100	405,900						
124	331,500	360,800	381,600	406,400						
125	331,800	361,200	382,100	406,800						
126		361,600	382,600							
127		362,100	383,100							
128		362,500	383,600							
129		362,900	383,900							
130		363,300	384,400							
131		363,700	384,900							
132		364,100	385,400							
133		364,300	385,700							
134		364,800	386,200							
135		365,300	386,600							
136		365,600	387,100							
137		365,900	387,400							
138		366,300	387,900							
139		366,800	388,400							
140		367,300	388,900							
141		367,600	389,200							
142		368,100								
143		368,600								
144		369,100								
145		369,400								
再任用職員	246,700	258,600	262,800	294,600	311,500	325,900	349,700	385,600	417,900	

備考 この表は、警察官に適用する。

海 事 職 給 料 表

職員等の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	182,000	236,100	279,700	328,200	364,100
	2	184,400	238,300	281,400	330,200	366,400
	3	186,800	240,300	283,200	332,200	368,500
	4	189,300	242,400	284,800	334,100	370,800
	5	191,800	244,400	286,000	336,100	372,900
	6	194,400	246,400	287,900	337,900	376,100
	7	196,800	248,500	289,700	339,500	379,100
	8	199,400	250,500	291,400	341,100	382,100
再任用職員	9	201,800	252,500	292,800	342,500	385,000
	10	204,200	254,300	295,300	344,800	388,200
	11	206,700	256,200	297,400	346,900	390,900
	12	209,200	258,000	299,600	349,300	393,500
	13	211,700	259,700	302,200	351,200	396,400
	14	214,300	261,700	304,800	353,500	399,100
	15	216,900	263,600	307,000	355,600	402,000
	16	219,500	265,200	309,200	357,900	404,700
	17	222,000	267,000	311,600	360,300	407,600
	18	224,400	268,800	313,600	362,800	409,700
	19	227,100	270,800	315,800	365,000	411,600
	20	229,800	272,500	317,700	367,600	413,700
以外職員	21	232,100	274,000	319,700	369,900	415,400
	22	233,800	275,500	320,700	372,300	417,500
	23	235,400	277,000	321,800	374,100	419,300
	24	237,000	278,400	322,800	376,100	421,300
	25	238,600	279,800	323,900	378,300	423,000
	26	239,900	281,300	325,400	380,700	424,700
	27	241,400	282,700	326,800	383,200	426,400
	28	242,500	284,100	328,100	385,500	428,100
	29	243,900	285,500	329,400	387,700	429,300
	30	244,800	286,900	330,900	389,700	430,900
	31	246,000	288,200	332,400	391,900	432,500
	32	247,100	289,200	333,900	394,000	434,100
等職員	33	248,100	290,200	335,400	396,000	435,700
	34	248,900	291,500	337,000	397,800	437,100
	35	249,800	292,600	338,200	399,500	438,400
	36	250,500	293,600	339,700	401,300	439,600
	37	251,200	294,500	341,100	403,100	440,900
	38	252,000	295,600	342,800	404,500	441,900
	39	252,800	296,300	344,200	406,000	442,900
	40	253,500	297,100	345,400	407,500	443,900
	41	254,400	298,000	346,800	408,300	444,300
	42	255,200	298,900	348,100	409,600	445,000
	43	256,100	299,700	349,500	410,800	445,700
	44	256,900	300,200	350,900	412,300	446,400
	45	257,600	300,900	352,400	413,700	447,000
	46	258,300	302,000	353,800	415,100	447,300
	47	259,200	303,000	355,100	416,500	447,900
	48	259,900	304,200	356,500	417,800	448,500
	49	260,300	305,600	357,600	419,100	449,000

	50	260,900	306,700	359,000	420,100	449,700
	51	261,500	307,500	360,400	421,000	450,400
	52	261,800	308,500	361,900	421,900	451,100
	53	261,900	309,600	363,300	422,100	451,700
	54	262,500	310,600	364,700	422,500	452,400
	55	262,800	311,500	366,000	423,000	453,100
	56	263,200	312,300	367,400	423,500	453,700
	57	263,400	313,300	368,200	424,000	454,100
	58	263,900	314,300	369,400	424,200	454,800
	59	264,300	315,300	370,700	424,800	455,500
	60	264,700	316,400	372,000	425,300	456,200
	61	265,100	317,100	373,100	425,800	456,600
	62	265,500	317,800	373,700	426,400	457,000
	63	265,800	318,500	374,200	427,000	457,300
	64	266,300	319,300	374,800	427,600	457,600
	65	266,700	319,800	375,200	428,200	457,800
	66	267,000	320,600	375,700	428,800	458,100
	67	267,100	321,100	376,200	429,300	458,400
	68	267,400	321,700	376,700	429,900	458,700
	69	267,600	322,500	376,900	430,500	458,900
	70			377,200	431,000	459,200
	71			377,600	431,600	459,500
	72			378,000	432,300	459,700
	73			378,500	432,800	459,900
	74			378,700	433,400	
	75			379,200	433,900	
	76			379,700	434,500	
	77			380,200	435,000	
	78			380,700	435,600	
	79			381,200	436,300	
	80			381,700	436,900	
	81			382,200	437,200	
	82			382,600	437,800	
	83			383,100	438,500	
	84			383,600	439,100	
	85			384,000	439,500	
	86			384,500	440,000	
	87			384,900	440,800	
	88			385,400	441,500	
	89			385,900	441,700	
	90			386,500		
	91			387,000		
	92			387,500		
	93			387,800		
	94			388,200		
	95			388,700		
	96			389,100		
	97			389,600		
	98			389,900		
	99			390,500		
	100			390,900		
	101			391,500		
再任用職員		225,000	255,700	285,500	327,100	356,600

備考 この表は、練習船、警察用船舶等で人事委員会の指定するものに乗組む職員等に適用する。ただし、警察官及び教育職員を除く。

教 育 職 給 料 表

教育職給料表(1)

職員 等の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	166,200	210,800	335,900	425,600
	2	167,800	212,600	338,200	427,500
	3	169,300	214,000	340,500	429,300
	4	170,900	215,800	342,800	430,900
	5	172,600	217,600	345,100	432,500
	6	174,500	219,100	347,300	434,000
	7	176,400	220,900	349,600	435,900
	8	178,200	222,500	351,900	437,800
	9	180,100	224,200	353,900	439,600
	10	182,200	226,100	356,000	441,500
	11	184,200	227,900	358,300	443,400
	12	186,100	229,800	360,400	445,300
	13	188,200	231,300	362,600	447,000
	14	190,300	233,400	364,600	449,000
	15	192,500	235,400	366,700	450,800
	16	194,600	237,400	368,700	452,800
	17	197,000	239,100	370,600	454,500
	18	199,400	241,800	372,500	456,300
	19	201,900	244,600	374,600	458,200
	20	204,300	247,200	376,600	460,000
	21	206,700	249,600	378,400	461,700
	22	208,400	252,400	380,300	463,400
	23	210,100	255,000	382,200	465,400
	24	211,900	257,600	384,100	467,100
	25	213,400	260,200	385,500	468,800
	26	214,700	262,600	387,300	470,500
	27	216,500	265,100	389,100	472,100
	28	218,100	267,400	391,100	473,700
	29	219,500	270,000	392,900	475,200
	30	221,200	272,300	394,900	476,500
	31	222,900	274,500	396,800	477,900
	32	224,500	276,700	398,900	479,200
	33	226,100	278,700	400,600	480,400
	34	227,900	280,900	402,400	481,100
	35	229,700	283,000	404,000	481,900
	36	231,500	285,000	405,800	482,600
	37	232,900	287,100	407,100	483,200
	38	234,700	289,000	408,600	
	39	236,500	290,800	410,000	
	40	238,200	292,800	411,500	
	41	239,800	294,400	413,200	
	42	241,500	296,800	414,600	
	43	243,000	299,100	416,000	
	44	244,500	301,300	417,400	
	45	246,100	303,200	419,100	
	46	247,500	305,700	420,400	
	47	248,700	308,100	421,900	
	48	249,800	310,800	423,600	

	49	251,200	313,100	425,300
	50	252,700	315,400	426,700
	51	253,800	317,800	428,400
	52	255,200	319,900	429,900
	53	256,300	322,200	431,700
	54	257,400	324,300	433,200
	55	258,700	326,300	434,800
	56	259,700	328,400	436,500
	57	260,900	330,700	438,000
	58	261,900	332,900	439,500
	59	262,900	335,000	440,800
	60	263,900	337,100	442,000
	61	265,100	339,300	443,200
	62	266,400	341,400	444,500
再	63	267,700	343,600	445,800
任	64	268,600	345,900	447,000
	65	269,700	347,800	448,300
	66	271,200	350,100	449,500
	67	272,700	352,200	450,700
用	68	274,300	354,400	451,900
	69	275,800	356,400	453,200
	70	277,200	358,400	454,400
職	71	278,500	360,500	455,600
	72	279,700	362,600	456,900
	73	280,700	364,300	458,000
員	74	282,000	366,200	458,600
	75	283,400	368,100	459,100
	76	284,500	370,000	459,600
以	77	285,900	371,900	460,100
	78	287,200	373,600	
	79	288,300	375,400	
外	80	289,500	377,000	
	81	290,700	378,600	
	82	291,900	380,100	
	83	293,100	381,600	
	84	294,300	383,100	
職	85	295,600	384,100	
	86	296,700	385,500	
	87	297,900	387,000	
員	88	299,100	388,300	
	89	300,300	389,600	
	90	301,400	391,000	
等	91	302,600	392,200	
	92	303,800	393,500	
	93	304,600	394,900	
	94	305,600	396,000	
	95	306,800	397,300	
	96	308,000	398,500	
	97	309,000	400,000	
	98	310,100	401,000	
	99	311,100	402,100	
	100	312,200	403,200	
	101	313,100	404,100	
	102	314,200	405,100	
	103	315,400	406,100	
	104	316,400	407,300	



105	316,900	408,000		
106	317,800	408,900		
107	318,600	409,800		
108	319,500	410,700		
109	320,400	411,600		
110	320,800	412,500		
111	321,200	413,300		
112	321,700	414,100		
113	322,300	414,700		
114	322,700	415,500		
115	323,200	416,200		
116	323,800	416,900		
117	324,400	417,500		
118	324,900	418,000		
119	325,300	418,400		
120	325,800	418,800		
121	326,300	419,200		
122	326,700	419,600		
123	327,100	419,900		
124	327,700	420,100		
125	328,300	420,300		
126	328,600	420,600		
127	328,900	420,900		
128	329,200	421,100		
129	329,400	421,300		
130	329,700	421,600		
131	330,000	421,900		
132	330,300	422,100		
133	330,500	422,300		
134	330,700	422,600		
135	330,900	422,900		
136	331,200	423,100		
137	331,500	423,300		
138	331,700	423,600		
139	332,100	423,900		
140	332,400	424,100		
141	332,600	424,300		
142	332,800	424,600		
143	333,100	424,900		
144	333,300	425,100		
145	333,600	425,300		
146	333,800			
147	334,100			
148	334,400			
149	334,600			
150	334,800			
151	335,100			
152	335,400			
153	335,600			
再任用職員	239,000	280,200	337,800	423,800

備考 (1) この表は、県立の高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員並びに人事委員会で定める者に適用する。

(2) この表の適用を受ける職員等のうち、その職務の級が3級である職員等で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

教育職給料表(2)

職員 等の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	166,300	182,800	270,600	296,200	415,200
	2	167,800	184,900	273,000	299,000	416,700
	3	169,300	187,000	275,400	301,700	418,200
	4	170,900	189,300	277,600	304,300	419,700
	5	172,600	191,300	280,100	306,800	421,100
	6	174,500	193,400	282,500	309,200	422,500
	7	176,400	195,500	284,800	311,700	424,100
	8	178,200	197,700	286,900	314,100	425,700
	9	180,100	200,100	289,100	316,400	427,100
	10	182,200	202,700	291,300	319,100	428,600
	11	184,300	205,400	293,600	321,900	430,000
	12	186,200	208,100	295,800	324,800	431,300
	13	188,300	210,800	298,000	327,400	432,700
	14	190,400	212,600	300,000	329,500	434,100
	15	192,600	214,000	301,800	331,500	435,500
	16	194,700	215,800	303,800	333,700	437,000
	17	197,100	217,600	305,800	336,000	438,200
	18	199,500	219,100	308,200	338,300	439,500
	19	202,000	220,900	310,700	340,600	440,700
	20	204,400	222,500	313,100	342,800	442,000
	21	206,800	224,200	315,300	345,200	443,100
	22	208,500	226,100	317,900	347,400	444,400
	23	210,200	227,900	320,200	349,600	445,700
	24	212,000	229,800	323,000	351,900	447,000
	25	213,500	231,300	325,500	354,000	448,400
	26	214,700	233,400	327,700	355,800	449,600
	27	216,400	235,400	330,100	357,700	450,600
	28	217,800	237,400	332,100	359,600	451,700
	29	219,400	239,100	334,200	361,500	453,000
	30	221,100	241,800	336,100	363,300	453,800
	31	222,800	244,500	338,300	365,000	454,600
	32	224,400	247,100	340,200	367,000	455,500
	33	225,900	249,600	342,300	368,700	456,500
	34	227,600	252,400	344,400	370,400	457,000
	35	229,300	255,000	346,500	372,100	457,500
	36	230,900	257,700	348,500	374,000	458,000
	37	232,300	260,200	350,600	375,900	458,500
	38	234,000	262,600	352,500	377,400	
	39	235,800	265,200	354,500	378,900	
	40	237,300	267,400	356,400	380,500	
	41	238,800	270,000	358,400	381,700	
	42	240,500	272,400	360,200	383,100	
	43	242,100	274,600	362,100	384,500	
	44	243,500	276,800	363,800	386,100	
	45	245,200	278,800	365,600	387,500	
	46	246,600	280,900	367,300	389,100	
	47	248,200	283,000	368,900	390,800	
	48	249,300	285,100	370,500	392,300	
	49	250,700	287,200	371,900	393,700	
	50	252,000	289,100	373,400	395,300	
	51	253,500	290,900	375,000	396,800	

	52	254,500	292,800	376,500	398,300	
	53	255,500	294,500	378,100	399,500	
	54	256,900	296,900	379,600	400,800	
	55	258,100	299,200	381,100	401,900	
	56	259,100	301,400	382,700	403,100	
	57	260,200	303,200	384,200	404,500	
	58	261,400	305,800	385,600	405,700	
	59	262,300	308,100	387,100	407,000	
	60	263,400	310,800	388,400	408,300	
	61	264,600	313,100	389,300	409,400	
	62	265,800	315,400	390,600	410,400	
	63	266,900	317,800	391,700	411,900	
	64	267,500	320,000	392,800	413,200	
再	65	268,300	322,200	393,700	414,400	
	66	269,700	324,300	395,000	415,600	
	67	271,100	326,300	396,000	416,800	
	68	272,400	328,400	397,100	417,900	
	69	274,000	330,800	398,300	419,000	
	70	275,500	333,000	399,400	420,200	
	71	277,000	335,100	400,500	421,400	
	72	278,100	337,200	401,700	422,600	
	職	73	279,300	339,300	402,800	423,300
		74	280,400	341,400	403,900	424,100
75		281,600	343,600	405,000	424,800	
76		282,900	345,900	406,100	425,300	
員	77	284,200	347,700	407,100	425,600	
	78	285,200	349,700	408,000	426,000	
	79	286,200	351,600	409,000	426,400	
	80	287,500	353,500	410,000	426,800	
以	81	288,700	355,300	410,800	427,100	
	82	289,700	357,100	411,700	427,600	
	83	290,900	358,800	412,400	428,000	
	84	292,100	360,600	413,200	428,300	
の	85	293,100	362,000	413,900	428,600	
	86	294,000	363,600	414,700	429,000	
	87	295,000	365,100	415,500	429,400	
	88	296,000	366,600	416,200	429,700	
職	89	297,100	368,000	416,800	430,000	
	90	298,000	369,300	417,500	430,300	
	91	298,900	370,800	418,000	430,600	
	92	299,800	372,200	418,700	430,800	
員	93	300,300	373,700	419,100	431,000	
	94	301,000	375,000	419,600		
	95	301,800	376,300	419,900		
	96	302,500	377,500	420,200		
等	97	303,300	378,600	420,500		
	98	304,100	379,600	420,800		
	99	304,900	380,500	421,100		
	100	305,600	381,500	421,300		
	101	306,500	382,500	421,500		
	102	307,000	383,500	421,800		
	103	307,500	384,500	422,100		
	104	308,000	385,500	422,300		
	105	308,200	386,400	422,500		
	106	308,600	387,300	422,800		
	107	308,800	388,200	423,100		
	108	309,000	389,200	423,300		

109	309,200	390,000	423,500		
110	309,400	391,100	423,800		
111	309,700	392,100	424,100		
112	310,000	393,100	424,300		
113	310,200	393,700	424,500		
114	310,400	394,700	424,800		
115	310,600	395,600	425,100		
116	311,000	396,500	425,300		
117	311,300	397,300	425,500		
118	311,600	398,000			
119	311,900	398,900			
120	312,200	399,700			
121	312,300	400,300			
122	312,500	401,100			
123	312,800	401,800			
124	313,100	402,500			
125	313,300	403,200			
126		403,900			
127		404,400			
128		405,000			
129		405,700			
130		406,300			
131		406,800			
132		407,400			
133		407,700			
134		408,000			
135		408,300			
136		408,600			
137		408,900			
138		409,200			
139		409,500			
140		409,800			
141		410,100			
142		410,400			
143		410,700			
144		411,000			
145		411,300			
146		411,600			
147		411,900			
148		412,100			
149		412,300			
150		412,600			
151		412,900			
152		413,100			
153		413,300			
154		413,600			
155		413,900			
156		414,100			
157		414,300			
再任用職員	230,000	276,900	304,300	330,900	413,500

- 備考 (1) この表は、県立の中学校並びに市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する教育職員並びに人事委員会で定める者に適用する。
- (2) この表の適用を受ける職員等のうち、その職務の級が3級である職員等で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

研 究 職 給 料 表

職員 等の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	151,900	201,900	288,400	337,000	396,500
	2	153,100	204,500	290,900	339,200	399,500
	3	154,300	207,000	293,300	341,500	402,200
	4	155,400	209,500	295,400	343,500	405,100
	5	156,500	212,100	297,700	345,500	407,400
	6	157,900	214,400	299,800	347,600	410,100
	7	159,200	216,800	301,800	349,600	412,900
	8	160,500	219,000	303,600	351,700	415,600
	9	161,700	221,200	305,700	353,800	418,300
	10	163,400	223,600	308,200	355,800	421,000
	11	165,000	226,100	310,700	357,900	423,800
	12	166,700	228,500	313,000	359,900	426,600
	13	168,200	230,300	315,200	362,100	429,300
	14	170,200	232,800	317,900	364,000	432,100
	15	172,100	235,300	320,400	365,900	434,900
	16	174,100	237,600	323,200	367,800	437,600
	17	175,800	239,800	325,600	369,700	440,200
	18	178,000	242,700	327,800	371,600	442,800
	19	180,100	245,500	330,000	373,600	445,400
	20	182,200	248,500	331,900	375,600	448,000
	21	184,400	250,800	334,200	377,200	450,600
	22	186,700	253,600	336,100	379,300	453,300
	23	188,900	256,000	337,900	381,100	455,900
	24	191,200	258,700	339,500	383,100	458,400
	25	193,300	261,300	341,700	384,600	460,700
	26	195,600	263,700	343,600	386,400	463,000
	27	197,700	265,800	345,300	388,300	465,600
	28	199,900	268,100	347,200	390,300	468,100
	29	202,000	270,700	349,200	392,100	470,700
	30	203,500	273,000	350,900	394,100	473,300
	31	205,300	274,700	352,500	396,000	475,800
	32	207,100	276,800	354,300	397,900	478,400
	33	208,700	278,600	355,600	399,600	480,700
	34	210,700	280,700	357,000	401,400	483,200
	35	212,600	282,600	358,600	403,100	485,600
	36	214,400	284,500	360,100	404,900	488,200
	37	216,100	286,200	361,400	406,100	490,700

	38	218,000	287,500	362,800	407,700	493,200
	39	219,900	288,800	364,200	409,100	495,700
	40	221,600	290,100	365,700	410,500	498,200
	41	223,600	291,400	366,400	412,000	500,600
	42	225,500	292,400	367,500	413,300	502,900
	43	227,300	293,200	368,800	414,900	505,100
	44	229,100	293,600	369,900	416,400	507,400
	45	230,800	294,300	371,100	417,800	509,100
	46	232,700	295,500	372,300	419,100	510,600
	47	234,400	296,600	373,700	420,700	512,200
	48	236,200	297,800	374,800	422,300	513,800
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員 等	49	237,700	299,000	375,900	423,700	515,500
	50	239,500	300,300	377,200	425,100	517,000
	51	241,100	301,300	378,500	426,600	518,400
	52	242,800	302,300	379,800	428,100	519,900
	53	244,400	303,400	380,500	429,500	521,100
	54	246,100	304,600	381,500	430,900	522,300
	55	247,700	305,700	382,500	432,400	523,500
	56	249,200	306,600	383,500	433,800	524,700
	57	250,600	307,600	384,300	434,900	525,700
	58	251,700	308,800	385,100	436,200	526,700
	59	252,600	309,900	385,800	437,600	527,700
	60	253,600	311,100	386,600	438,900	528,700
	61	254,500	312,000	387,200	439,800	529,800
62	255,500	313,100	387,900	440,700	530,700	
63	256,300	314,200	388,800	441,700	531,400	
64	257,300	315,300	389,700	442,600	532,200	
65	258,400	316,400	390,400	443,500	533,000	
66	259,300	317,500	391,200	444,400	533,800	
67	260,400	318,500	392,000	445,000	534,600	
68	261,000	319,600	392,800	445,800	535,400	
69	261,800	320,700	393,400	446,200	536,200	
70	263,200	321,700	394,100	446,800	537,000	
71	264,600	322,800	394,900	447,300	537,800	
72	265,900	324,000	395,600	447,800	538,600	
73	267,400	324,600	396,200	448,400	539,300	
74	268,700	325,600	396,800			
75	269,900	326,700	397,400			
76	271,100	327,900	398,100			
77	272,200	329,000	398,900			
78	273,200	330,000	399,500			
79	274,400	330,900	400,100			
80	275,600	331,800	400,700			
81	276,900	333,000	401,300			

	82	278,100	333,800	401,900		
	83	279,300	334,400	402,600		
	84	280,500	335,200	403,200		
	85	281,600	335,700	403,700		
	86	282,800	336,300	404,200		
	87	284,100	336,800	404,700		
	88	285,300	337,300	405,400		
	89	286,300	337,600	405,800		
	90	287,600	338,100			
	91	288,700	338,600			
	92	289,900	339,100			
	93	290,900	339,400			
	94	291,900	339,800			
	95	292,900	340,400			
	96	293,900	340,900			
	97	294,400	341,400			
	98	295,400	341,900			
	99	296,100	342,400			
	100	297,000	342,900			
	101	297,900	343,400			
	102	298,700	343,900			
	103	299,400	344,500			
	104	300,100	345,000			
	105	300,800	345,500			
	106	301,300	345,900			
	107	301,700	346,400			
	108	302,200	346,800			
	109	302,400	347,300			
	110	302,800	347,700			
	111	303,100	348,200			
	112	303,400	348,700			
	113	303,700	349,200			
	114	304,000	349,600			
	115	304,300	350,100			
	116	304,600	350,500			
	117	304,900	351,000			
	118	305,300	351,400			
	119	305,600	351,800			
	120	306,000	352,200			
	121	306,300	352,600			
再任用職員		222,100	264,300	289,400	332,500	392,300

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員等で人事委員会で定めるものに適用する。



医 療 職 給 料 表

医療職給料表(1)

職員等の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	253,600	338,400	400,400	471,700
	2	256,100	341,400	403,300	474,000
	3	258,600	344,200	405,900	476,200
	4	261,100	347,100	408,600	478,500
	5	263,300	349,800	411,000	480,700
	6	267,100	352,800	413,300	482,900
	7	270,900	355,900	415,400	485,100
	8	274,700	358,700	417,300	487,300
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員 等	9	278,300	361,100	419,500	489,300
	10	282,300	363,700	422,200	491,400
	11	286,300	366,400	424,800	493,500
	12	290,300	369,200	427,500	495,600
	13	294,000	372,100	429,900	497,700
	14	298,000	375,600	432,400	499,800
	15	301,900	378,600	434,800	501,900
	16	305,700	382,200	437,300	504,000
	17	309,300	385,600	439,300	506,100
	18	312,800	388,300	441,700	508,100
	19	316,300	390,800	444,000	510,100
	20	319,800	393,400	446,400	512,100
	21	323,400	396,100	447,900	513,900
	22	327,100	398,300	450,300	515,700
	23	330,500	400,200	452,600	517,600
	24	333,800	401,800	454,900	519,500
	25	337,300	403,800	456,900	521,200
	26	339,800	406,100	459,200	523,000
	27	342,400	408,300	461,400	524,800
	28	344,700	410,600	463,700	526,600
	29	347,100	412,900	465,800	528,200
	30	348,900	415,000	468,100	530,000
	31	350,700	417,000	470,400	531,800
	32	352,700	419,100	472,600	533,600
	33	354,900	421,000	474,600	535,200
	34	357,200	422,800	476,700	537,000
	35	359,300	424,600	478,800	538,700
	36	361,600	426,600	480,900	540,500
	37	363,700	428,500	483,000	542,100
	38	366,100	430,500	484,800	543,700
	39	368,300	432,400	486,600	545,100
	40	370,300	434,400	488,400	546,700
	41	372,500	436,200	490,100	548,200
	42	373,500	438,000	491,900	549,600
	43	374,300	439,700	493,700	551,000
	44	375,000	441,500	495,500	552,300
	45	376,200	443,300	497,100	553,500
	46	377,600	445,100	498,800	554,500
	47	379,100	446,900	500,600	555,500

48	380,600	448,600	502,400	556,500
49	381,700	450,400	504,000	557,500
50	382,700	452,100	505,300	558,400
51	383,700	453,900	506,600	559,300
52	384,500	455,700	507,900	560,200
53	385,400	457,600	508,900	561,000
54	386,300	458,800	510,200	561,900
55	387,000	460,000	511,500	562,800
56	387,900	461,200	512,800	563,700
57	388,600	462,400	513,800	564,600
58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	390,300	464,400	515,400	566,400
60	391,100	465,400	516,200	567,100
61	391,600	466,200	517,100	568,000
62	392,100	466,900	517,900	568,900
63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	393,300	469,000	520,500	571,600
66		469,700	521,400	
67		470,400	522,100	
68		471,000	523,000	
69		471,300	523,900	
70		472,000	524,700	
71		472,700	525,600	
72		473,400	526,500	
73		473,800	527,300	
74		474,400	528,200	
75		475,100	529,100	
76		475,800	529,800	
77		476,200	530,600	
78		476,800	531,500	
79		477,400	532,400	
80		477,900	533,300	
81		478,500	534,100	
82		479,000	535,000	
83		479,500	535,900	
84		480,000	536,800	
85		480,400	537,600	
86		481,000	538,500	
87		481,400	539,400	
88		481,900	540,300	
89		482,400	541,100	
90		483,000		
91		483,600		
92		484,000		
93		484,500		
94		485,100		
95		485,700		
96		486,300		
97		486,800		
再任用職員	296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、社会福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務する医師及び歯科医師に適用する。

医療職給料表(2)

職員等の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	156,800	194,600	229,800	255,500	286,300	333,100	378,700
	2	158,300	196,200	231,400	256,800	288,400	335,100	381,500
	3	159,700	197,800	232,900	257,900	290,400	337,300	384,100
	4	161,100	199,500	234,400	259,200	292,600	339,500	386,900
	5	162,400	201,000	235,800	260,300	294,700	341,600	389,300
	6	164,200	202,500	237,300	261,500	296,600	343,800	392,100
	7	166,000	204,100	238,700	262,500	298,800	345,900	394,800
	8	167,700	205,600	240,200	263,600	300,900	348,100	397,500
	9	169,400	207,100	241,500	264,700	302,900	350,200	399,700
	10	171,100	208,800	242,900	265,600	305,100	352,300	402,000
	11	172,800	210,500	244,200	266,500	306,900	354,500	404,300
	12	174,700	212,000	245,500	267,400	308,700	356,700	406,600
	13	176,100	213,600	247,300	268,600	310,900	358,400	408,700
	14	178,000	215,200	248,600	270,100	312,900	360,400	410,800
	15	179,900	216,600	249,600	271,500	315,000	362,300	412,800
	16	181,700	218,200	250,900	272,800	317,000	364,300	415,000
	17	183,700	219,700	252,000	274,200	319,200	366,300	416,800
	18	185,300	221,300	253,200	276,100	321,300	368,300	418,800
	19	187,200	223,000	254,200	277,700	323,300	370,400	420,800
	20	189,000	224,600	255,400	279,700	325,400	372,400	422,900
	21	190,700	225,800	256,500	281,300	327,300	374,300	424,700
	22	192,200	227,300	257,500	282,900	329,400	376,300	426,300
	23	193,800	228,600	258,300	284,800	331,200	378,500	428,000
	24	195,300	230,100	259,300	286,400	333,300	380,600	429,500
	25	196,900	231,400	260,500	288,300	335,300	382,000	431,000
	26	198,100	232,700	261,800	290,100	337,300	383,800	432,400
	27	199,600	233,900	263,000	291,900	339,300	385,700	433,700
	28	201,000	235,100	264,300	293,600	341,400	387,400	435,000
	29	202,400	236,600	265,700	295,500	342,900	389,200	436,400
	30	203,700	237,900	267,400	297,200	344,700	390,800	437,600
	31	204,800	239,300	269,000	299,000	346,400	392,400	438,800
	32	206,200	240,600	270,700	300,700	348,200	394,200	439,900
	33	207,600	241,900	272,100	302,500	350,100	395,500	441,100
	34	209,000	243,100	273,700	304,300	351,900	396,800	442,300
	35	210,300	244,000	275,400	306,000	353,900	398,200	443,500
	36	211,600	245,200	277,000	307,800	355,700	399,400	444,800

	37	212,700	246,400	278,500	309,300	357,600	400,500	446,100
	38	214,100	247,600	280,200	311,100	359,300	401,700	446,900
	39	215,200	248,600	281,700	312,700	361,000	402,900	447,300
	40	216,500	249,800	283,400	314,300	362,700	404,000	448,000
	41	217,600	251,000	285,000	316,200	363,900	404,800	448,600
	42	218,800	252,200	286,400	317,900	365,000	405,600	449,000
	43	219,800	253,200	288,100	319,600	366,300	406,400	449,400
	44	221,000	254,000	289,600	321,300	367,500	407,200	449,800
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員 等	45	222,200	255,200	291,200	322,400	368,700	407,600	450,200
	46	223,200	256,600	292,900	323,900	369,600	408,200	450,600
	47	224,000	257,900	294,600	325,400	370,800	408,700	451,000
	48	225,100	259,400	296,100	327,000	371,900	409,100	451,300
	49	226,200	260,900	297,500	328,500	372,900	409,500	451,600
	50	227,100	262,100	299,200	329,800	374,000	409,800	452,000
	51	227,900	263,500	300,600	331,000	375,000	410,100	452,400
	52	228,700	264,800	302,200	332,400	376,000	410,400	452,700
	53	229,300	265,900	303,700	333,500	376,800	410,800	453,000
	54	230,200	267,200	305,200	334,500	377,700	411,100	
	55	230,700	268,400	306,700	335,600	378,600	411,400	
	56	231,600	269,800	308,200	336,700	379,500	411,700	
	57	232,200	270,800	309,500	337,200	380,000	412,000	
	58	233,000	271,900	310,700	338,100	380,800	412,300	
	59	233,500	273,100	312,000	338,900	381,600	412,600	
	60	234,300	274,400	313,400	339,800	382,400	413,000	
61	235,000	275,400	314,700	340,700	382,800	413,200		
62	235,700	276,600	315,900	341,000	383,500	413,500		
63	236,500	277,800	317,200	341,600	384,200	413,800		
64	237,400	279,100	318,400	342,300	384,900	414,100		
65	238,000	280,100	319,900	342,900	385,300	414,300		
66	238,700	281,200	320,700	343,600	386,000			
67	239,400	282,300	321,500	344,400	386,700			
68	240,200	283,400	322,300	345,100	387,300			
69	240,800	284,500	322,900	345,800	387,700			
70	241,400	285,500	323,700	346,300	388,200			
71	242,100	286,700	324,400	346,900	388,700			
72	242,700	287,800	325,000	347,500	389,200			
73	243,400	288,700	325,700	347,800	389,800			
74	244,100	289,400	325,900	348,500	390,400			
75	244,700	289,800	326,500	349,000	391,000			
76	245,400	290,700	327,100	349,600	391,600			

	77	245,900	291,500	327,800	350,100	392,100		
	78	246,400	292,100	328,300	350,600	392,600		
	79	247,000	292,700	328,800	351,100	393,100		
	80	247,500	293,300	329,300	351,500	393,600		
	81	247,800	294,000	329,900	351,800	393,900		
	82	248,200	294,600	330,400	352,100	394,500		
	83	248,500	295,000	330,800	352,500	394,900		
	84	248,900	295,400	331,300	352,800	395,300		
	85	249,300	295,600	331,900	353,300	395,700		
	86		295,800	332,300	353,600			
	87		296,000	332,500	353,900			
	88		296,200	332,900	354,200			
	89		296,600	333,300	354,600			
	90		296,800	333,700	354,900			
	91		297,000	334,100	355,300			
	92		297,200	334,500	355,600			
	93		297,600	334,800	356,000			
	94		297,800	335,000	356,300			
	95		298,000	335,400	356,700			
	96		298,300	335,700	357,000			
	97		298,700	335,900	357,300			
	98		299,000	336,200	357,700			
	99		299,200	336,500	358,100			
	100		299,500	336,800	358,500			
	101		299,800	337,000	359,000			
	102		300,000	337,300	359,400			
	103		300,200	337,700	359,800			
	104		300,500	337,900	360,200			
	105		300,800	338,000	360,700			
	106			338,300				
	107			338,700				
	108			339,000				
	109			339,200				
	110			339,600				
	111			340,000				
	112			340,400				
	113			340,600				
再任用職員		192,700	219,900	248,500	262,200	288,000	329,300	372,400

備考 この表は、社会福祉施設、総合支庁等で人事委員会の指定するものに勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、診療放射線技師及び保育士並びにその他の医療技術職員で人事委員会で定めるものに適用する。

医療職給料表(3)

職員 等の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	171,800	199,700	246,900	268,900	292,600	336,200
	2	173,200	201,700	248,800	269,800	294,400	338,400
	3	174,700	203,700	250,400	270,700	296,100	340,600
	4	176,100	205,700	252,100	271,700	298,000	342,800
	5	177,500	207,800	253,400	272,400	299,800	345,000
	6	179,000	209,900	254,700	273,300	301,500	347,100
	7	180,600	212,100	255,600	274,000	303,400	349,400
	8	182,100	214,400	256,800	275,000	305,100	351,500
	9	183,400	216,600	257,900	276,000	306,800	353,200
	10	185,200	218,000	258,900	276,500	308,600	355,200
	11	186,800	219,400	259,600	277,500	310,300	357,200
	12	188,500	220,700	260,600	278,700	311,900	359,200
	13	190,000	222,000	261,700	279,900	313,500	361,300
	14	192,000	223,300	262,700	281,100	315,200	363,400
	15	194,100	224,900	263,500	282,300	317,000	365,600
	16	196,100	226,200	264,400	283,600	318,800	367,600
	17	198,300	227,400	265,200	284,700	320,700	369,700
	18	200,400	229,000	266,000	286,000	322,300	371,700
	19	202,400	230,500	266,900	287,000	324,100	373,900
	20	204,500	231,900	267,700	288,500	325,800	376,000
	21	206,600	233,300	268,500	290,100	327,300	377,700
	22	208,600	234,900	269,200	291,500	328,900	379,800
	23	210,700	236,500	270,100	293,000	330,500	382,000
	24	212,900	238,200	271,000	294,300	332,000	384,000
	25	214,600	239,500	272,100	295,400	333,700	386,100
	26	216,000	241,200	273,400	297,100	335,100	387,700
	27	217,100	242,700	274,500	298,800	336,700	389,600
	28	218,400	244,400	275,700	300,400	338,300	391,600
	29	219,600	245,900	276,700	301,900	339,600	393,400
	30	220,700	247,200	278,100	303,600	341,200	395,200
	31	222,000	248,300	279,500	305,100	342,600	397,100
	32	223,100	249,400	280,900	306,700	344,100	399,000
	33	224,300	250,700	282,500	308,300	345,800	400,700
	34	225,600	251,700	283,900	309,800	347,300	402,500
	35	226,900	252,400	285,200	311,500	349,000	404,300
	36	228,100	253,600	286,400	313,100	350,500	406,000
	37	229,500	254,500	287,900	314,600	352,200	407,700
	38	230,800	255,600	289,100	316,000	353,900	409,400
	39	232,000	256,300	290,500	317,600	355,400	411,300
	40	233,400	257,300	291,800	319,200	357,100	413,100
	41	234,300	258,100	293,300	320,800	358,300	414,600
	42	235,800	258,800	294,700	322,200	359,800	416,200
	43	237,100	259,600	296,200	323,700	361,400	417,700
	44	238,300	260,400	297,700	325,200	362,800	419,100
	45	239,600	261,200	299,200	326,200	364,300	420,200
	46	240,800	262,000	300,600	327,600	365,400	421,300
	47	242,000	262,800	302,100	329,100	366,900	422,400
	48	243,200	263,700	303,700	330,600	368,200	423,700
	49	244,200	264,600	305,000	331,700	369,700	425,000
	50	245,200	265,700	306,300	333,200	371,100	426,100
	51	246,100	266,700	307,700	334,500	372,400	427,300
	52	247,200	267,800	309,100	335,800	373,800	428,400
	53	248,200	268,900	310,600	337,300	375,300	429,600

	54	249,200	270,200	312,000	338,700	376,500	430,600
	55	250,100	271,500	313,400	340,100	377,700	431,700
	56	251,000	272,900	314,800	341,500	378,900	432,800
	57	251,900	274,500	315,900	342,400	380,000	433,900
	58	252,800	276,000	317,100	343,700	380,900	434,400
	59	253,500	277,400	318,300	345,000	382,000	435,000
	60	254,300	278,800	319,800	346,300	383,000	435,400
	61	255,200	280,100	320,900	347,300	383,600	436,100
	62	255,900	281,400	322,100	348,200	384,400	436,600
	63	256,700	282,900	323,500	349,500	385,200	437,000
	64	257,600	284,200	324,700	350,800	386,100	437,500
	65	258,400	285,700	326,000	351,900	386,700	438,100
	66	259,200	287,100	327,300	353,200	387,400	438,500
	67	260,300	288,500	328,700	354,400	388,200	438,800
	68	261,100	290,000	330,000	355,500	388,900	439,100
再	69	261,700	291,300	330,700	356,500	389,500	439,500
任	70	262,600	292,800	331,900	357,600	390,200	
	71	263,700	294,300	333,000	358,700	390,900	
	72	264,800	295,800	333,900	359,800	391,500	
用	73	266,200	297,000	335,100	360,600	392,200	
	74	267,400	298,400	335,800	361,800	392,700	
	75	268,600	299,800	337,000	362,900	393,300	
	76	269,700	301,100	338,200	364,000	393,800	
職	77	270,700	302,600	339,300	364,700	394,200	
	78	271,600	304,000	340,600	365,500	394,800	
	79	272,800	305,200	341,700	366,300	395,300	
	80	274,100	306,500	342,900	367,000	395,600	
員	81	275,200	307,300	344,000	367,500	395,900	
	82	276,000	308,500	345,200	368,000	396,400	
	83	276,900	309,600	346,200	368,600	396,800	
以	84	278,000	310,800	347,300	369,200	397,100	
	85	279,000	312,000	348,200	369,800	397,400	
	86	279,900	313,100	349,300	370,300	397,900	
外	87	281,000	314,300	350,200	370,900	398,500	
	88	282,100	315,500	351,200	371,400	398,900	
の	89	283,100	316,800	352,200	371,800	399,200	
	90	284,000	318,000	353,000	372,200	399,600	
	91	284,900	319,200	353,800	372,800	400,100	
	92	285,900	320,500	354,600	373,400	400,500	
職	93	287,000	321,300	355,100	373,700	400,900	
	94	288,000	322,000	355,700	374,200		
	95	288,900	322,700	356,400	374,600		
	96	289,900	323,300	357,100	375,000		
員	97	290,800	324,000	357,500	375,600		
	98	291,600	324,300	357,900	376,100		
	99	292,300	324,900	358,400	376,600		
等	100	293,200	325,600	358,800	377,100		
	101	294,000	326,000	359,300	377,700		
	102	294,800	326,600	359,700	378,200		
	103	295,600	327,200	360,200	378,700		
	104	296,400	327,900	360,600	379,100		
	105	297,100	328,300	361,000	379,700		
	106	297,600	328,800	361,500	380,200		
	107	298,100	329,300	361,900	380,700		
	108	298,700	329,800	362,300	381,200		
	109	298,900	330,200	362,800	381,800		
	110	299,200	330,600	363,300	382,300		
	111	299,400	330,900	363,800	382,800		
	112	299,800	331,200	364,300	383,300		
	113	300,000	331,600	364,800	383,900		
	114	300,200	332,100	365,300			

	115	300,600	332,500	365,800			
	116	300,900	332,800	366,200			
	117	301,200	332,900	366,600			
	118	301,500	333,200	367,000			
	119	301,800	333,600	367,500			
	120	302,200	333,800	368,000			
	121	302,500	334,000	368,400			
	122	302,900	334,300	368,900			
	123	303,200	334,600	369,400			
	124	303,600	334,900	369,900			
	125	303,800	335,100	370,300			
	126	304,000	335,400				
	127	304,300	335,800				
	128	304,700	336,000				
	129	304,900	336,100				
	130	305,200	336,400				
	131	305,600	336,800				
	132	306,000	337,100				
	133	306,100	337,400				
	134	306,400	337,800				
	135	306,900	338,200				
	136	307,200	338,600				
	137	307,400	338,900				
	138	307,700	339,300				
	139	308,100	339,700				
	140	308,400	340,100				
	141	308,600	340,400				
	142	309,000	340,800				
	143	309,400	341,100				
	144	309,700	341,500				
	145	309,800	341,800				
	146	310,100	342,200				
	147	310,400	342,600				
	148	310,800	343,000				
	149	311,100	343,300				
	150	311,300	343,700				
	151	311,600	344,100				
	152	311,900	344,500				
	153	312,300	344,800				
	154	312,500					
	155	312,700					
	156	313,000					
	157	313,300					
	158	313,600					
	159	313,900					
	160	314,200					
	161	314,600					
	162	314,900					
	163	315,200					
	164	315,500					
	165	315,900					
	166	316,200					
	167	316,500					
	168	316,800					
	169	317,200					
再任用職員		240,100	260,900	268,000	278,500	295,100	332,800

備考 この表は、社会福祉施設、総合支庁等で人事委員会の指定するものに勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師に適用する。



一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項の給料表

号 給	給料月額
	円
1	383,000
2	430,000
3	481,000
4	544,000
5	621,000
6	725,000
7	848,000

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第1項の給料表

号 給	給料月額
	円
1	405,000
2	465,000
3	526,000
4	608,000
5	708,000
6	808,000

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第2項の給料表

号 給	給料月額
	円
1	338,000
2	374,000
3	401,000

## 定年引上げに関する意見の申出

令和3年6月4日、国家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年法律第61号）及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）が成立し、国家公務員及び地方公務員の定年の引上げに関する制度が令和5年4月1日から施行される。

この定年の引上げは、少子高齢化が急速に進展し、若年労働力人口の減少が続いている我が国において、複雑高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを維持していくため、60歳を超える職員の能力及び経験を60歳前と同様に本格的に活用していくことを目的とするものであり、若年労働力人口の減少が深刻化している本県においても、行政サービスの低下を招くことのないよう対応していくことが重要である。

本委員会は、令和3年10月7日付けの職員の給与等に関する報告において、「定年の引上げに伴う勤務条件に関し講ずべき措置について、検討を進めることとする」旨述べたところであり、その検討の結果、本県においても、地方公務員法等の改正の趣旨を踏まえ、定年引上げに関する制度について、下記により関係条例の整備を行うことが適当であると認められるので、地方公務員法第8条第1項の規定に基づき、意見を申し出る。

### 記

#### 第1 定年制度の見直し

##### 1 定年の見直し

地方公務員の定年は、地方公務員法上、国家公務員の定年を基準として各地方公共団体において条例で定めるものとされている。

国家公務員の定年が60歳から65歳に引き上げられることを踏まえ、本県においても、職員の定年を65歳とすること。

なお、定年の引上げにおいては、国家公務員に係る措置に準じて、令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間、2年に1歳ずつ段階的に引き上げること。

##### 2 暫定再任用職員制度

地方公務員法の改正に伴い、任命権者は、定年の段階的な引上げを行う間、一定の年齢に達する年度の末日までの間にある者を任期を定めて常時勤務を要する職又は短時間勤務の職に採用することができることとされている。

本県においても、定年の段階的な引上げを行う間、老齢基礎年金及び老齢厚生年金が支給される65歳までの間の雇用確保のための暫定的な措置として、定年退職をした者及び定年前再任用短時間勤務の職に採用され、任期満了により退職した者のうち、65歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者を、現行の再任用制度と同様に、任期を定めて常時勤務を要する職又は短時間勤務の職に採用することができるよう措置すること。

## 第2 管理監督職勤務上限年齢による降任等の制度

地方公務員法の改正に伴い、定年引上げ後の組織の新陳代謝を確保し、その活力を維持していくため、新たに管理監督職勤務上限年齢を設定し、管理監督職を占める職員で管理監督職勤務上限年齢に達している職員については、管理監督職以外の職への降任等を行うこととされている。

これに関して、管理監督職の範囲、管理監督職勤務上限年齢については、各地方公共団体において条例で定めるものとされており、国家公務員及び他の都道府県職員との間に権衡を失しないよう配慮しつつ、本県の任用実態を踏まえ、設定すること。

## 第3 定年前再任用短時間勤務制度

地方公務員法の改正に伴い、任命権者は、一定の年齢に達した日以後に退職した者を定年退職日相当日までの間、短時間勤務の職に採用することができることとされている。

本県においても、定年引上げ後の60歳以降の職員の健康上、人生設計上の理由等による多様な働き方に対応するため、60歳に達した日以後に退職をした者を、定年退職日相当日までの間、短時間勤務の職に採用することができるよう制度を導入すること。

なお、上記により短時間勤務の職に採用された職員の給与以外の勤務条件については、現行の再任用短時間勤務職員と同様の取扱いとすること。

## 第4 給与

### 1 60歳を超える職員の給料

本県における高齢期雇用の実態として、民間の多くは再雇用制度により対応しており、定年制がない事業所及び定年年齢を61歳以上に設定している事業所は30.5%である。これらの事業所のうち、3割を超える事業所は60歳で給与を減額しており、60歳で給与を減額する事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準は約7割となっている。これは、全国においても同様の傾向となっている。

国家公務員においては、当分の間、60歳を超える職員の俸給月額について、職

員が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、当該職員に適用される俸給表の職務の級及び号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とすることとしている。

本県においても、定年の引上げに伴う60歳を超える職員の給料について、地域の民間給与を勘案しつつも、公務における定年の引上げが民間に先行するものであることを踏まえ、国家公務員に講じられる措置に準じた措置とすること。

## 2 管理監督職勤務上限年齢による降任等をされた職員の給料

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）による改正後の地方公務員法（以下「新法」という。）第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員の給料月額について、国家公務員に講じられる措置に準じて、特定日に上記1により受ける給料月額（以下「特定日給料月額」という。）が他の職への降任等をされた日の前日に受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、上記1により受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給すること。

ただし、当該給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合においては、当分の間、特定日以後、上記により受ける給料月額のほか、当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額との差額に相当する額を給料として支給すること。

## 3 定年前再任用短時間勤務職員の給与

### (1) 給料

新法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表について、別記2のとおりとし、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額については、当該給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、1週間当たりの当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。）とすること。

## (2) 諸手当

- ア 定年前再任用短時間勤務職員には、初任給調整手当、扶養手当、地域手当（山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年山形県条例第30号）第12条の3及び第12条の4の規定による手当に限る。）、住居手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、へき地手当、へき地手当に準ずる手当及び寒冷地手当を支給しないこと。
- イ 定年前再任用短時間勤務職員に支給される期末手当及び勤勉手当について、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.675月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.475月分とすること。
- ただし、定年前再任用短時間勤務職員である特定幹部職員に支給される期末手当及び勤勉手当については、6月及び12月に支給される期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.575月分とすること。
- ウ 定年前再任用短時間勤務職員に支給される交通用具使用に係る通勤手当について、1箇月当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあっては、常勤の職員に支給される額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額とすること。
- エ 定年前再任用短時間勤務職員に支給される時間外勤務手当について、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する時間外勤務手当の支給割合を100分の100とすること。

## 4 暫定再任用職員の給与

### (1) 給料

改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）の給料月額について、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される別記2の給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とすること。

ただし、暫定再任用職員のうち、短時間勤務の職を占める者（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額については、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に上記3の(1)の例により算出した額とすること。



## (2) 諸手当

暫定再任用職員の諸手当については、上記3の(2)（ウ及びエは暫定再任用短時間勤務職員に限る。）の例によること。

## 第5 実施時期

第1から第4までの内容は、令和5年4月1日から実施すること。

## 第6 その他

### 1 高齢層職員の能力及び経験の活用

定年引上げに伴い高齢層職員の割合が相対的に高まる中、高齢層職員の士気の維持・向上を図り、また、組織活力を維持していくことは重要である。

任命権者においては、高齢層職員に対して、組織において期待される役割について理解を深めるための研修を実施するなど、高齢層職員の幅広い職務における活躍を促し、その多様な知識や経験を公務内で積極的に活かせる環境整備に努めていく必要がある。また、組織全体としての活力を維持していくため、特に定年の段階的引上げが行われる間は、中長期的な観点から新規採用者数をはじめとする定員管理の在り方について検討する必要がある。

### 2 職員の給与に関する人事委員会の対応

#### (1) 60歳を超える職員の諸手当

国家公務員においては、60歳を超える職員の俸給の調整額、俸給の特別調整額、初任給調整手当、管理職員特別勤務手当について、60歳前の額の7割を基本に設定している。

本県においても、60歳を超える職員の給料の調整額、管理職手当、初任給調整手当、管理職員特別勤務手当及び義務教育等教員特別勤務手当については、国家公務員に係る措置及びその考え方に準じ、60歳前の額の7割を基本に設定する必要がある。

#### (2) 定年前再任用短時間勤務職員の諸手当

ア 定年前再任用短時間勤務職員の給料の調整額について、調整基本額にその者に係る調整数を乗じて得た額に、1週間当たりの当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。）とする必要がある。

イ 国家公務員における定年前再任用短時間勤務職員の俸給の特別調整額については、職員の区分に応じた額に、1週間当たりの当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額としている。また、管理職員特別勤務手当については、新たに定年前再任用短時間勤務職員の区分を設定している。

本県においても、定年前再任用短時間勤務職員の管理職手当及び管理職員特別勤務手当について、国家公務員に係る措置を基本として支給区分及び額を検討する必要がある。

### (3) 暫定再任用短時間勤務職員の諸手当

暫定再任用短時間勤務職員の給料の調整額、管理職手当、管理職員特別勤務手当については、上記(2)の例によることとする必要がある。

### (4) 降任後の給料

管理監督職勤務上限年齢制により降任する職員が生じることから、降格時の号給決定の在り方について研究を進める必要がある。

### (5) 国における検討事項

高齢層職員の給与に関して、国では国家公務員の給与水準が60歳前後で連続的なものとなるよう、定年の段階的引上げが完成するまでに所要の措置を順次講ずることとしていることから、本委員会としても、その動向を注視していくこととする。

## 別記2

### 行政職給料表

職員等の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
(略)	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		191,700	219,800	260,500	280,300	295,800	321,400	364,100	397,900	450,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員等に適用する。

### 公安職給料表

職員等の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
(略)	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		246,700	258,600	262,800	294,600	311,500	325,900	349,700	385,600	417,900

備考 この表は、警察官に適用する。

### 海事職給料表

職員等の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
(略)	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		225,000	255,700	285,500	327,100	356,600

備考 この表は、練習船、警察用船舶等で人事委員会の指定するものに乗組む職員等に適用する。ただし、警察官及び教育職員を除く。



教 育 職 給 料 表

教育職給料表(1)

職員等の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
(略)	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		239,000	280,200	337,800	423,800

- 備考 (1) この表は、県立の高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員並びに人事委員会で定める者に適用する。  
 (2) この表の適用を受ける職員等のうち、その職務の級が3級である職員等で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

教育職給料表(2)

職員等の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
(略)	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		230,000	276,900	304,300	330,900	413,500

- 備考 (1) この表は、県立の中学校並びに市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する教育職員並びに人事委員会で定める者に適用する。  
 (2) この表の適用を受ける職員等のうち、その職務の級が3級である職員等で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

研 究 職 給 料 表

職員等の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
(略)	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		222,100	264,300	289,400	332,500	392,300

- 備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員等で人事委員会で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表

医療職給料表(1)

職員等の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
(略)	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、社会福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務する医師及び歯科医師に適用する。

医療職給料表(2)

職員等の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
(略)	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		192,700	219,900	248,500	262,200	288,000	329,300	372,400

備考 この表は、社会福祉施設、総合支庁等で人事委員会の指定するものに勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、診療放射線技師及び保育士並びにその他の医療技術職員で人事委員会で定めるものに適用する。

医療職給料表(3)

職員等の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
(略)	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		240,100	260,900	268,000	278,500	295,100	332,800

備考 この表は、社会福祉施設、総合支庁等で人事委員会の指定するものに勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師に適用する。